

4. 産前・産後経済的支援

初回産科受診料補助金

問い合わせ 子ども家庭センター子育て支援係
TEL092-942-1515

全ての妊婦・子育て世帯が、安心して出産・子育てできるよう、初回妊娠判定に係る費用を補助します。
上限 10,000 円まで。

	対象者	申請に必要なもの	申請時期
初回産科受診料 補助金	市民税非課税世帯、 生活保護世帯、 家計急変世帯の いずれかに属する方	○初回産科受診の領収書・診療明細書(原本) ○本人確認できるもの ○振込先口座を確認できるもの ○世帯調書兼同意書	母子手帳交付時

多胎妊娠の妊婦健康診査費用補助金

問い合わせ 子ども家庭センター子育て支援係
TEL092-942-1515

多胎妊娠の妊婦が、妊婦健康診査受診(全14回)を超える妊婦健康診査を受診する場合の費用の一部を助成します。

- 保険適用外の妊婦健診が対象です。健康保険適用分は対象外です。
- 妊娠判定のための診察や、妊娠の届出をする前の妊婦健診は対象外です。
- 1回目から14回目の妊婦健診に係る費用は対象外です。

	対象者	助成金額	申請に必要なもの
多胎妊娠の 妊婦健康診査 費用補助金	多胎妊娠の 妊婦	上限 5,100 円/回 (最大5回まで)	○母子健康手帳の「表紙」「妊娠中の経過」の部分の写し(すべてのお子さま分) ○医療機関等発行の領収書 ○診療明細書 ○振込先口座がわかるもの

※健診費用を一旦自己負担し、最終受診日から1年以内に子ども家庭センターにて支払いの申請手続きを行ってください。

産婦健康診査費助成(令和7年度から)

問い合わせ 子ども家庭センター子育て支援係
TEL092-942-1515

出産後に産科医療機関等で実施している産婦の2週間健診、1か月健診にかかる費用の一部を助成します。

- 検査費用が助成金額を超えた場合は、自己負担となりますので、差額を医療機関にお支払いください。
- 対象検査は産婦に係る検査のみ対象です。

	対象者	助成金額	手続き
産婦健康診査費 助成 ・2週間健診 ・1か月健診	産婦	各 上限 5,000 円	『古賀市産婦健康診査受診券』を下記の医療機関に提出すると、検査費用から健診にかかる助成金額が差し引かれます。 ※2 【受診券が利用できる施設】 ・愛和クリニック ・あさの葉レディースクリニック ・そらレディースクリニック ・宗像セントラルクリニック ・青葉レディースクリニック ・石田レディースクリニック ・福岡市立子ども病院

※1 対象者は、令和7年4月1日以降に出産し、受診日に古賀市に住民票がある産婦

※2 上記以外の医療機関で受診する場合は、健診費用を一旦自己負担し、出産後6か月以内に子ども家庭センターにて助成の申請手続きを行ってください。

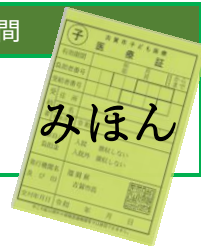


子ども医療

問い合わせ 市国民保険年金・医療係
TEL092-942-1194

疾病の早期発見と治療を促進するため、子どもの医療費の一部を助成する制度です。18歳に達する日以後の年度末までのお子様は、医療機関で受診する際、マイナ保険証や資格確認書(旧健康保険証)と一緒に子ども医療証を提示することで自己負担が無料となります。

	対象者	自己負担	申請期間
子ども医療	0歳～18歳	外来・入院 負担なし(無料)	出生時 転入時



- 診断書作成や予防接種費用等保険診療分以外のもは対象外です。
- 加入する健康保険の内容が変わった場合、住所や氏名を変更した場合は届出が必要です。

新生児のマイナンバーカードについて

問い合わせ 市国民保険市民係
TEL092-942-1123

新生児のマイナンバーカードは、出生届と同時に申請を行うことができます。原則1週間で発行されます。

	対象者	申請時期	交付
マイナンバーカード 発行	新生児	出生届と同時に申請	発行まで申請から1週間 2週間以内にご自宅へ送付

- 夜間休日受付窓口での出生届出時には、同時申請できません。

資格確認書について

問い合わせ 加入する保険担当窓口
(扶養先の職場等)

保護者に、新生児のマイナ保険証の利用登録の意向がある場合は、資格確認書を交付しない、または短期間の有効期限の資格確認書が交付されます。保険の加入手続きの際にマイナンバーの登録をしてください。マイナポータルにて保険証が登録されているか確認してください。

マイナ保険証による受診を希望しない場合は、資格確認書の交付を受けてください。

妊婦のための支援給付金(令和7年度から)

問い合わせ 子ども家庭センター子育て支援係
TEL092-942-1515

安心して出産・子育てできるよう、妊婦、その配偶者等に対して面談等による情報提供や相談等(伴走型相談支援)切れ目ない支援を行い、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用負担軽減を図るために給付金を支給します。

対象者	支給の回数と申請時期	支給額
令和7年4月1日以降に 妊娠届出をした妊婦	【1回目】 妊婦給付認定後 妊娠届出時	5万円
	【2回目】 出産予定日の8週間前の日以降 ※流産、死産の場合は、その日以降	5万円 × 妊娠している子どもの数 (死産・流産等も含む)

- 妊娠継続しなかった(死産、流産等)方も対象となります。子育て支援係にご連絡ください。
- 申請手続きについては母子健康手帳交付の際にご案内いたします。

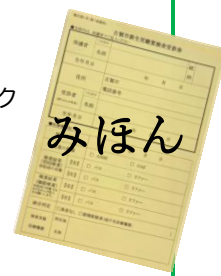
新生児聴覚検査支援事業

問い合わせ 子ども家庭センター子育て支援係
TEL092-942-1515

生後間もない時期に産科医療機関等で実施している耳の聞こえの検査にかかる費用の一部を助成します。

- 検査費用が助成金額を超えた場合は、自己負担となりますので、差額を医療機関にお支払いください。
- 対象検査は、自動聴性脳幹反応検査(AABR)または耳音響放射検査(OAE)、出生後28日以内に初めて受検する検査であり、保険診療外の検査です。初回検査のみ対象です。

	対象者	助成金額	手続き
新生児聴覚検査支援	新生児 ※1	上限 5,000 円	『古賀市新生児聴覚検査受診券』を下記の医療機関に提出すると、検査費用から助成金額が差し引かれます。※2 【受診券が利用できる施設】 愛和クリニック 青葉レディースクリニック あさの葉レディースクリニック 石田レディースクリニック そらレディースクリニック 福岡市立子ども病院 宗像セントラルクリニック



※1 対象者は、受診日に古賀市に住民票がある妊婦が出産し、令和6年4月1日以降に生まれた新生児

※2 上記以外の医療機関で受診する場合は、検査費用を一旦自己負担し、出生後6か月以内に子ども家庭センターにて支払いの申請手続きを行ってください。

1か月児健康診査費助成(令和8年度から)

問い合わせ 子ども家庭センター子育て支援係
TEL092-942-1515

出産後に産科医療機関等で実施しているあかちゃんの1か月児健診にかかる費用を助成します。

	対象者	助成金額	手続き
1か月児健康診査	生後1か月児 ※1	上限 6,000 円	『古賀市1か月児健康診査受診券』を下記の医療機関に提出すると、健診費用が助成されます。※2 【受診券が利用できる施設】 ・愛和クリニック ・あさの葉レディースクリニック ・そらレディースクリニック ・宗像セントラルクリニック ・おおつか小児科アレルギー科クリニック ・こでまり小児科クリニック ・青葉レディースクリニック ・石田レディースクリニック ・福岡市立子ども病院

※1 対象者は、令和8年4月1日以降に生まれ、受診日に古賀市に住民票がある乳児

※2 上記以外の医療機関で受診する場合は、健診費用を一旦自己負担し、出生後6か月以内に子ども家庭センターにて助成の申請手続きを行ってください。

里帰り出産や指定以外の病院で受診される方へ 償還払いのオンライン手続きについて

以下の助成について、償還払いの手続きがオンラインでできるようになりました。申請に必要な領収証、明細書、受診結果のわかるもの、母子手帳をなくさないように保管してください。市HPから申請できます。

○妊婦健康診査 ○産婦健康診査 ○新生児聴覚検査 ○1か月児健康診査 ○おたふくかぜ予防接種

里帰り出産や長期里帰りをされる方は、事前に子育て支援係にご連絡ください。担当が詳しくご案内いたします。